平成２２年（再イ）第４３号
北九州市八幡西区光貞台２丁目９番14号
再生債務者　庄島　秀雄
1　決議に付する再生計画案　平成22年６月15日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成22年７月７日
3　再生計画案に対する回答期間　平成22年７月７日まで
平成22年６月16日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（再イ）第７号
長崎県佐世保市天神２丁目21番13号
再生債務者　筒井　雅仁
1　決議に付する再生計画案　平成22年５月27日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成22年７月８日
3　再生計画案に対する回答期間　平成22年７月15日まで
平成22年６月15日
長崎地方裁判所佐世保支部

平成２１年（再イ）第１３０号
広島市安芸区矢野南４丁目12番１号
再生債務者　中森　敏美
1　決議に付する再生計画案　平成22年４月16日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成22年７月13日
3　再生計画案に対する回答期間　平成22年７月13日まで
平成22年６月15日
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（再イ）第５６号
兵庫県明石市大久保町福田３丁目１―24―602
再生債務者　尾上　勝利
1　決議に付する再生計画案　平成22年５月25日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成22年７月16日
3　再生計画案に対する回答期間　平成22年７月16日まで
平成22年６月15日
神戸地方裁判所明石支部再生係

平成２２年（再イ）第２０号
神戸市西区樫野台５丁目３番地４―405
再生債務者　田邊　教明
1　決議に付する再生計画案　平成22年６月11日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成22年７月16日
3　再生計画案に対する回答期間　平成22年７月16日まで
平成22年６月15日
神戸地方裁判所明石支部再生係

平成２２年（再イ）第２６号
兵庫県明石市二見町東二見192番地の１　レオパレスオーゴ201号
再生債務者　田村　和義
1　決議に付する再生計画案　平成22年６月９日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成22年７月16日
3　再生計画案に対する回答期間　平成22年７月16日まで
平成22年６月15日
神戸地方裁判所明石支部再生係

小規模個人再生による再生計画取消

平成１５年（再イ）第１０１号
滋賀県大津市大萱４丁目11番１―314号
再生債務者　仲村　良平
1　主文　本件再生計画を取り消す。
2　理由の要旨　平成16年７月１日に認可した再生計画には、民事再生法に定める事由がある。
平成22年６月15日
大津地方裁判所民事部再生係

平成１５年（再イ）第１０２号
滋賀県大津市大萱４丁目11番１―314号
再生債務者　仲村　幸子
1　主文　本件再生計画を取り消す。
2　理由の要旨　平成16年７月１日に認可した再生計画には、民事再生法に定める事由がある。
平成22年６月15日
大津地方裁判所民事部再生係

平成１６年（再イ）第８１号
奈良県葛城市竹内428番地
再生債務者　岡本　洋子
1　主文　本件再生計画を取り消す。
2　理由の要旨　平成17年５月６日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。
平成22年６月11日
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成１７年（再イ）第６２７号
札幌市白石区本通15丁目北３番24―202号
再生債務者　萩原　洋介
1　主文　本件再生計画を取り消す。
2　理由の要旨　平成17年12月19日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。
平成22年６月16日
札幌地方裁判所民事第４部

小規模個人再生による再生手続廃止

平成２２年（再イ）第４号
宮城県大崎市鳴子温泉字関口65番地38
再生債務者　高橋美和子
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条１号に定める事由がある。
平成22年６月14日
仙台地方裁判所古川支部個人再生係

平成２１年（再イ）第２７２号
京都市右京区嵯峨釈迦堂門前裏柳町30番地21
再生債務者　山下　智之
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条２号に定める事由がある。
平成22年６月16日
京都地方裁判所第５民事部再生係

平成２１年（再イ）第３３号
福岡県京都郡苅田町京町１丁目19番地６　永和パレス205号
再生債務者　武田　哲也
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。
平成22年６月16日
福岡地方裁判所行橋支部再生係

小規模個人再生による免責決定

平成２２年（モ）第５０２２号
宮崎市東大宮２丁目28番15号
再生債務者　伊知地宏幸
1　主文　再生債務者を免責する。
2　理由の要旨　再生債務者が再生計画を遂行することが極めて困難であり、かつ、民事再生法235条１項各号に定める事由がある。
平成22年６月16日
宮崎地方裁判所民事部個人再生係

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２２年（再ロ）第１号
北海道岩見沢市５条東18丁目66番地　103号室野宮病院看護職員寮
再生債務者　米村　雄大
1　決定年月日時　平成22年６月16日午後２時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成22年７月７日まで
4　一般異議申述期間　平成22年７月21日から平成22年７月28日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２２年（再ロ）第１０００６号
長崎県長崎市深堀町１丁目438番地３
再生債務者　江川　憲明
1　決定年月日時　平成22年６月16日午前10時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成22年７月７日まで
4　一般異議申述期間　平成22年７月21日から平成22年８月４日まで
長崎地方裁判所民事部個人再生係

平成２２年（再ロ）第３号
熊本県熊本市琴平本町１―７　第２エトワール302号
再生債務者　福元　幸宏
1　決定年月日時　平成22年６月15日午後１時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成22年７月13日まで
4　一般異議申述期間　平成22年７月27日から平成22年８月３日まで
熊本地方裁判所民事第１部